

農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令及び水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令の概要

ファイナンス・リース取引を信用事業に追加したことに伴い、所要の規定の整備を行う（農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第 1 条、第 3 条、水産業協同組合法第二百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第 1 条、第 3 条）。